

(仮称) 私のまちづくり条例の概要 (案)

条例の概要

○名称 (案)

- ・千葉市わたしたちのまちづくり条例
- ・千葉市わたしから始まるまちづくり条例
- ・千葉市民主役のまちづくり条例



名称公募を実施

前文～第3条 (市民が中心となって検討)

No.2

前文

わたしたちは、わたしたちと子どもたちの未来のために「将来に引き継ぎたいと思えるまち」の実現を目指します。それは誇りと愛着を持ち、幸せを感じられ、安全・安心に住み続けられ、人と人のつながりが感じられるまちです。

まちの課題を知っているのはわたしたちです。わたしたちは、このような良いまちを実現したいと思うからこそ、ほどよくおせっかいの精神で助け合いながら、できることは自ら取り組みます。そして、わたしたちの代表である議会や市の役割を尊重しつつ、力を合わせます。

これらの想いを共有し、地域の実情に合ったまちづくりに自ら取組むため、ここに条例を制定します。

第1章 まちづくりの基本的な考え方

No.3

No.4

(まちづくりの基本的な考え方)

第1条 わたしたちは、ここに住むもの、働くもの、学ぶものすべて (個人、団体、企業、学校等) を、まちづくりの主役であり、仲間であると考えます。

- 2 わたしたちは、まちづくりの出発点はわたしたち自身だと考えます。
- 3 わたしたちは、わたしたちにできることは自ら取り組みます。
- 4 わたしたちは、わたしたちにできないことや本当に必要なことを発信します。
- 5 まちづくりをするためには、わたしたちと議会と市が共にできることを話し合い、力を合せることが必要だと考えます。

第2章 わたしたちにできること

No.5

(わたしたちにできること)

第2条 わたしたちはまちづくりをするために、次のことができます。

- (1) わたしたちが住んでいる地域に関心を持ち、課題に気づくこと
- (2) 地域の課題をジブンゴトとして捉え、共有すること
- (3) 地域と緩やかにつながりを持ち、その輪を広げ、信頼関係を築くこと
- (4) 地域活動やボランティア活動に、できるところから参加すること
- (5) 地域に必要な資源を考えたり、探したりするとともに行動して生み出すこと
- (6) 力を合わせて地域の課題の解決に向けて取り組むこと
- (7) 地域で解決できないことや本当に必要なことを発信すること
- (8) 市政に関心を持ち、市政に関する情報を得ること
- (9) 市の施策にできるところから参画すること

資料2

平成28年度第2回千葉市市民参加協働推進会議

No.6

(わたしたちが市に期待すること)

第3条 わたしたちは、まちづくりをするために、できることは自ら取り組んだうえで、解決できないことは議会と市と共に協力して取り組みます。

第4条以降 (市において検討)

No.7~9

第3章 市の基本的な考え方

(市の基本的な考え方)

第4条 市は、市民の主体的な取組みに対して、保有する資源 (情報・人材・スキル・物・予算) を有効に活用して、必要に応じて可能な範囲で支援するよう努めます。

2 市は、まちづくりがより効果的に行われるよう、情報と知識を集約し、個人情報を除き、利用しやすくわかりやすい形で発信することにより、情報を共有するよう努めるとともに、市民からの意見及び提案に対し、誠実に応答するよう努めます。(現行条例第4条第4項)

3 市は、市民及び職員が、まちづくりの基本的な考え方に対する理解を深め、まちづくりにつなげられるよう、必要な意識啓発や研修等を行うよう努めます。(現行条例第4条第3項)

4 市は、まちづくりを推進するにあたり、市民の主体的な判断や行動及び議会の権限や役割を尊重します。(現行条例第4条第5項)

5 市は、市民の意見及び提案を的確に把握し、これを市の施策に反映させるとともに、多様な市民の活動をまちづくりに活かすよう努めます。(現行条例第4条第1項)

6 市は、市民参加と協働の機会を積極的に提供するとともに拡大し、その機会を活用しやすくするための環境づくりに努めます。(現行条例第4条第2項)

第4章 市民の主体的な取組みに対する支援

(地域課題を解決する組織への支援)

第5条 市は、団体間の情報共有、連携・協力をより一層進め、地域が抱える課題の解決に向けて取り組むための住民自治組織の設立と運営にあたって、必要な支援をするよう努めます。

(コーディネート)

第6条 市は、あらゆる主体が連携して互いの資源を生かせるような橋渡しをするよう努めます。

(機会の創出)

第7条 市は、市民同士が知識や情報の共有を図るための機会の創出に努めます。

(活動の促進)

第8条 市は、市民の主体的な取組みがより一層活発になるように活動の促進に寄与するよう努めます。

第5章 協働と市民参加

（協働の推進）（現行条例第10条）

第9条 実施機関は、公共の課題の解決のため、委託、支援等の協働における多様な形態のうち、適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めます。

2 実施機関は、市民との協働が円滑に進むよう必要な措置を講じるよう努めます。

3 実施機関は、事業の改善や市民サービスの向上のため、市民が持つ多様な知識や経験を活かした有用な提案に対して、可能な範囲で実施するよう努めます。

（市民参加の手続き）（現行条例第6条）

第10条 実施機関は、パブリックコメント手続の実施、附属機関への付議、ワークショップ（市民及び実施機関又は市民同士が対等な立場で行う議論又は作業を通じて意見を集約するための会合をいう。）、の開催その他の市民参加の手続のうち、施策の計画、決定、執行及び評価の一連の過程において適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めます。

2 実施機関は、市民参加の手続を実施するに当たっては、その結果を最も効果的に施策に反映できると認められる適切な時期に積極的に実施するよう努めます。

3 実施機関は、市民参加の手続を実施するに当たっては、公募のほか、無作為抽出等の手法を用いて、多様な人材が参加できるように努めます。

（パブリックコメント手続の対象）（現行条例第7条）

第11条 実施機関は、次に掲げる施策（実施機関の内部にのみ適用されるものを除く。以下「対象施策」という。）についてパブリックコメント手続を実施します。

（1）市政及び各行政分野の基本的な施策又は方針を定める計画及び指針の策定又は変更

（2）市政及び各行政分野の基本的な施策若しくは方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

（3）前2号に掲げるもののほか、広く市民から意見の提出を求めるべきものとして、実施機関が必要と認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当するものについては、前項の規定は、適用しません。

（1）迅速性又は緊急性を要するもの

（2）実施機関に裁量の余地がないもの

（3）市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

（4）市民の意見を聴取する手続が法令等で定められているもの

（5）附属機関がパブリックコメント手続に準じた手続を経て行った報告、答申等に沿って実施機関が意思決定を行うもの

（6）軽微なもの

（パブリックコメント手続の実施）（現行条例第8条）

第12条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、対象施策の意思決定を行う前の適切な時期に、対象施策の案（対象施策で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料を公表します。

2 前項の規定により公表する対象施策の案は、具体的かつ明確な内容のものでなければなりません。

3 実施機関は、市民から提出された意見を考慮して、対象施策の意思決定を行うものとします。

4 実施機関は、対象施策の意思決定を行ったときは、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、提出された意見の概要及び提出された意見に対する実施機関の考え方並びに対象施策の案の修正を行ったときは修正した内容を公表します。

5 前条及び前各項に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、規則で定めます。

（附属機関の委員）（現行条例第9条）

第13条 実施機関は、附属機関の委員の選任に当たっては、市民の意見を適切に反映させるため、多様な人材を登用するよう努めるとともに、当該附属機関の設置の目的、審議事項等に応じ、公募により選ばれた者が含まれるよう努めます。

（市民の意向の把握）（現行条例第11条）

第14条 実施機関は、この条例に定めるもののほか、適切な方法により、市政に関する市民の意向を積極的に把握するよう努めます。

第6章 推進計画

（推進計画）（現行条例第12、13条）

第15条 市は、まちづくりを推進するための複数年度にわたる推進計画を定めます。

2 市は、まちづくりを推進するための複数年度にわたる推進計画及びその実施の状況を公表しなければなりません。

第7章 附属機関

（附属機関）（現行条例第14～16条）

第16条 市は、まちづくりの推進状況を調査審議する附属機関を置きます。

2 附属機関は、推進計画の策定に関する事項及び実施状況に関する事項を調査審議します。

3 附属機関は、前項の規定により調査審議するほか、市民自治の推進に関し、市長に意見を述べることができます。

4 附属機関は、学識経験者、市民の代表者等のうちから、委員12人以内で組織し、委員の任期は2年とします。

5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第8章 委任

（委任）（現行条例第17条）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

千葉市市民参加及び協働に関する条例は廃止する。